遊園地・テーマパークにおける
新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和２年５月２２日策定
令和３年４月８日改訂
令和３年１０月５日改訂
令和４年３月２２日改訂
令和４年８月８日改訂

編集者：東日本遊園地協会
西日本遊園地協会
株式会社オリエンタルランド
合同会社ユー・エス・ジェイ

はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和３年 11 月 19 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和２年５月 23 日変更)。以下、「対処方針」という。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和２年５月４日。以下、「提言」という。）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、遊園地・テーマパーク業界における新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものである。また、提言においては、作成された感染拡大予防ガイドラインに沿って、各業界が実践していく必要があるとしているところである。

本ガイドラインでは、提言４.（２）「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、別添「『新しい生活様式』の実践例」（参照末尾）及び「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して（令和２年５月４日付　内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)」を参考に、場面ごとに具体的な感染拡大予防対策を規定している。そのため、本ガイドラインは、感染をゼロにできるものではなく、感染リスクを低下させるためのものである。

遊園地・テーマパークを管理・運営する者（以下、「施設管理・運営者」という。以下同じ。）は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインを踏まえ、現場において試行錯誤をしながら、それぞれの周辺状況や施設様態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染防止に取り組むことが求められる。

なお、本ガイドラインの内容は、新型コロナウイルスの感染拡大の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて見直し・改訂を行うものとする。また、本ガイドラインは新型コロナウイルス感染症拡大予防が目的であるため、国において予防の必要がなくなったと判断された場合、若しくは新型インフルエンザ等対策特別措置法附則１条の２第１項

及び同法附則第１条の２第１項の政令で定める日を定める政令に規定された、同法の規定を新型コロナウイルス感染症に適用する期間を満了した場合、本ガイドラインは廃止されるものとする。

１．基本的感染対策

(1)　感染防止に向けた基本的な考え方

遊園地･テーマパークにおける､来場者と従業員の健康と安全を最優先事項として、新型コロナウイルスによる感染防止に向けて、①来場者と従業員を含む、遊園地・テーマパークに関わる全ての人の健康管理に留意すること、②衛生的な施設・設備を提供できるように清掃・消毒を強化実施すること、③身体的距離（社会的距離）（１ｍ以上確保することが望ましい。ただし、感染リスクも考慮の上施設特性に応じてはその限りではない。）と十分に換気された空気環境を確保するように運営すること、を基本原則とする。

(2)　リスク評価

施設管理・運営者は、新型コロナウイルス変異株の発生状況等を踏まえ、主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染、③マイクロ飛沫感染のそれぞれについて、従業員や来場者等の動線や接触等を考慮した各施設の種類や特性を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

特に、感染リスクが高まる「５つの場面」（新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）の内、下記場面が該当するところを具体的に点検し、個々の場面に重点を置いた対策を実施する。

（場面１）飲酒を伴う懇親会等
　具体的には、施設内の飲食施設
（場面２）大人数や長時間におよぶ飲食
　具体的には、施設内の飲食施設
（場面３）マスクなしでの会話
　具体的には、施設内の飲食施設
（場面４）狭い空間での共同生活
　具体的には、トイレなどの共用部分
（場面５）居場所の切り替わり
　具体的には、休憩所、喫煙所利用

また、施設が所在する地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の施設管理・運営への影響について検討する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

(3)　入場制限/入場時の対応

① 感染拡大リスクを誘発する３密（密集・密接・密閉）のいずれも回避するため、当面の間は、施設全体の収容人員の 100％以内、若しくは別途政府及び各都道府県が定める場合は、その収容人員以内とし、施設内の個別アトラクションや飲食店等に

ついては、個別の施設特性に応じて人数制限・動線の確保、正しいマスクの常時着用、大声や長時間の会話控えること、換気、対人距離確保を徹底する。

② 事前予約制度や段階的な入場時間を設定するなど、入場時に密にならないような対策・工夫を行う。

③ 入園時に来場者の検温を実施し、37.5℃以上の発熱や風邪症状等の不調がある場合は入園不可とする（平熱には個人差があることに留意し、入園の制限では、該当者の平熱や体調をふまえて総合的に判断する）。

④ 入場時の検温、有症状を理由に入場をお断りした場合の払い戻し措置等により、有症状者の入場を防止する措置を講じる。

⑤ 入園後であっても、来場者から体調不良のお申し出があった場合はご退園いただくこととする。発熱等の症状がある場合、医療機関への搬送を行う体制を整える。

⑥ 入場時に、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）、または各地域の通知サービスの事前インストールと入場前後におけるアプリの稼働の呼びかけや掲示を行う。アプリのQRコードを掲示し、読取の奨励、周知などの具体的な促進措置の導入に努める。接触確認アプリ（COCOA）を機能させるため、近接通信機能（Bluetooth）をonにすることを推奨する。

⑦ 対処方針を踏まえたマスク（適宜フェイスシールド）着用の励行を、呼びかけや掲示など工夫して行う。

⑧ 以下の場合、来場者の入園を不可とする旨の告知を行う。

※新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、政府から入国後の観察期間を必要とされている場合

（チケットの事前販売が可能なテーマパーク等）

チケットの事前販売を推奨し、当日の入場時の混雑緩和に努めることが望ましい。

(4)　身体的距離（社会的距離）の確保

① 来場者同士の身体的距離（社会的距離）を確保するため、対処方針を踏まえたマスクの着用及び大声での発声を控えることを前提に、待機場所には、前後左右ともに人と人とが触れ合わない程度の間隔が空くように促す。待機時間が長時間にならないよう努める。

② 従業員は、できる限り１m以上空けて接客及び業務を行う。ただし、アトラクションの身体保持装置の装着等、利用時の安全確認など業務上接近する必要がある時は、マスク（適宜フェイスシールド）の着用に加え、できる限り距離を空けて発声するなど、留意して業務を行う。

③ 接客の際は、いわゆるカスタマーサービスに若干不足することがあっても、来場者のご理解を得て、できる限り会話は少なく済むように調整する。（新しい接客スタイルとして、マスク越しであっても笑顔と目視、ジェスチャーなどを組み合わせ、放送や掲示などにより来場者のご理解を得る。）

④ ベンチ等は適度な利用制限を行い、できる限り上記距離を保つようにする。

(5)　マスク（適宜フェイスシールド）の着用

① 新型コロナウイルス変異株の拡大も踏まえ、来場者・従業員ともに正しいマスク（適宜フェイスシールド）着用の励行を行うとともに咳エチケットについて徹底する。ただし、未就学児については一律には着用を求めないこととし、特に２歳未満へは推奨しない。また、呼吸器の疾患があるなどマスクの着用が難しい来場者に対しては、他の来場者との距離を取るなどの次善策が取れる場合、マスク着用を不要とすることも可能とする。

② 来場者に接する従業員は原則マスク着用を必須とする。ただし、エンターテイナーなど業務上マスクの着用が難しい場合は、来場者との距離（２ｍ以上を目安）を空けること、及び大量の飛沫を伴う大声での会話や発声（マイク等で通常レベルの会話や発声を拡声する場合はこれに当てはまらない）をしないことを条件として、出演中のマスク着用を不要とすることも可能とする。

③ 屋外で人との距離（２ｍ以上を目安）が確保できる場合、もしくは他者と距離が取れない場合であっても会話をほとんど行わない場合（写真撮影時等）には、来場者・従業員ともにマスク等をはずす事も可能とする（特に夏場ははずすことを推奨することも可能とする）。また、屋内であっても換気を徹底した上で周囲の人との距離（２ｍ以上を目安）が確保できる場合には、会話をほとんど行わないことを前提に適宜マスク等をはずして休憩や写真撮影をすることも可能とする。

④ 飲食時等マスクを着用していない時は、会話を控え、咳エチケットを徹底するよう呼びかける。

⑤ マスクを着用している場合であっても、できる限り対面での会話を控えるか、会話を短く切り上げる等の対応が望ましい旨を周知する。

⑥ 十分なマスク着用の効果を得るために、隙間ができないようにするなど、感染リスクに応じた、適切なマスクの着用を行うように促す（品質の確かな、できれば不織布を着用）。正しいマスクの着用法については、厚生労働省ＨＰを参照。
（参考）国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html

(6)　手洗いの徹底

① 新型コロナウイルス変異株の拡大も踏まえ、来場者・従業員ともに、こまめに手洗い（30 秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う）または手指消毒（手指消毒液使用）を行うように、放送や掲示物で促す。

② まめに手洗い等が行えるよう、手洗い場に石けんの常備、手洗い場がない場所には手指消毒液の常備を行う。

(7)　消毒の徹底

① 手洗いまたは手指消毒液を各施設出入口に設置し、施設利用時に消毒の励行を行う。

② 自動ドアやドアの開け放ち、自動水栓、使い捨て物品等により、他者との高頻度接触をできる限り減らす。

③ 手摺・券売機のボタン、ベンチ、ガイドブックスタンド、自動販売機等の高頻度接触部位は、特に注意して定期的かつこまめな消毒を徹底する。

④ 消毒方法については、厚生労働省 HP の「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」を参照すること。

（参考）「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

(8)　屋内施設（事務所等を含む）

① 新型コロナウイルス変異株の拡大も踏まえ屋内施設は、施設の状況に応じて、法令を遵守した空調設備による常時換気またはこまめな窓開け（1 時間に 2 回以上、かつ、1 回に数分間程度の窓開け、又は常時窓開け。）を徹底する。二酸化炭素濃度測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし 1000ppm 以下を維持することが推奨される。なお、CO2 測定装置を設置する場合は、室内の複数箇所で測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置する。特に換気が不十分になりやすい場所などでは、換気の補助としてフィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの併用も有効である。猛暑の場面では、冷房時でも室温を 28 度以下に維持できる範囲内で、こまめな窓開け等により必要換気量を満たすための換気を行う。また、寒冷な場面の場合であっても、暖気を維持しながら、常時換気又はこまめな換気を徹底する。その際、換気量を維持しながら、暖気を保つため、こまめに大きく窓開けするのではなく、常時小さく窓開けする等の工夫は可とする。

② ①が実施できない場合は、施設の休止、または在室制限（グループずつ等）を行い、３密の回避を図る。

③ 乾燥する場面では、湿度 40％以上を目安に加湿することが推奨される。

④ 携帯電話の使用を控える場面では、接触確認アプリ（COCOA）、または各地域の通知サービスを機能させるため、「電源及び近接通信機能（Bluetooth）を on にした上で、マナーモードにすること」を推奨する。

⑤ 大音量の BGM は大声での会話を誘発する可能性があるので、BGM の音量を上げすぎないよう留意する。

(9)　キャッシュレス化の推進

電子決済・セルフレジ等を導入し、現金の取り扱いやレジの混雑を防ぐように努めること。

(10)　従業員（警備員・委託先等を含む）

① 従業員についても、上記基本的感染対策を行うことを前提とする。その際、感染リスクが高まる「5 つの場面」、「新しい生活様式」等も活用し、感染予防対策の周知徹底を図る。

② 出勤前に検温を行うこと。（発熱がある場合・濃厚接触者と判断された従業員は出勤禁止）

③ 咳や発熱等の症状がある場合は、出勤せずに上長に報告し指示を仰ぐこととし、

新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合は適切な医療機関への受診や各種検査の実施を指示すること。

④ 日ごろから手洗いの徹底と健康管理を促し、プライベートでも３密を避けるよう注意喚起を行う。

⑤ ユニフォームは適宜洗濯し清潔かつ衛生的な状態を維持する。

⑥ 感染防止対策として、握手やハイタッチなどの触れ合いは行わない。

⑦ 飲食時を除きマスクを着用するなど、休憩中も感染防止に努める。

⑧ 施設・管理運営者は、従業員の緊急連絡先や勤務状況を把握する。

⑨ 従業員に感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

⑩ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA)、または各地域の通知サービスの事前インストールと出勤時におけるアプリの稼働を呼びかけ。

⑪ ワクチン接種については、厚生労働省ＨＰの「新型コロナワクチンについて」を参照の上、対応することが推奨される。

（参考）厚生労働省「新型コロナワクチンについて」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html

⑫ ウイルス検査・受診については、適切に産業医、契約医療機関、受診・相談センター等の相談・案内等を行うとともに、産業医等が適切に対応できる事業者は、軽症状の従業員を対象とした抗原定性検査等の積極的な活用を推奨する。また、事前に相談窓口の連絡先を把握しておくことも推奨される。

（参考）厚生労働省「新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html

⑬ 職場における検査の更なる活用・徹底を図る。

- 普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。
- 体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底する。
- 出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、速やかに医療機関等への受診を促す。ただし、新型コロナウイルス感染症の疑いなどがある場合は、状況に応じて、抗原簡易キットを活用して検査を実施することを推奨する。
- 抗原簡易キットの購入にあたっては、以下３点に留意すること。
  - ➢ 連携医療機関を定めること
  - ➢ 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること
  - ➢ 国が承認した抗原簡易キットを用いること

これらの具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記 URL を参照する。

（参考）厚生労働省「職場における積極的な検査等の実施手順（第２版）について」

https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf
厚生労働省「職場における積極的な検査の促進について」
https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf

従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境（労働集約的環境）、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的なPCR 検査の活用も有用であるので、導入を積極的に検討する。

（11） ホームページ・場内アナウンスでの告知

①上記感染症対策の基本的概要や、以下の内容を含む来場者へのお願い事項の抜粋をホームページに記載し、来場者のご理解を得ることに努める。

- 発熱 、体調が悪い方の来場自粛の呼びかけ
- 以下に該当する方の来場自粛の呼びかけ
  - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
  - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - 政府から入国後の観察期間を必要とされている場合
- 対処方針を踏まえたマスク着用の呼びかけ
- 入場可能な人数を限定していること
- 来場可能な地域の呼びかけ
- 当日、購入可能なチケットの種類、価格
- すでに告知している運営内容やイベント等からの変更点
- 万が一感染が発覚した場合に、保健所等へ情報提供を行うこと
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）、または各地域の通知サービスの事前インストールと入場前後におけるアプリの稼働を呼びかけ

②対処方針を踏まえたマスクの着用、身体的距離（社会的距離）の確保、咳エチケットの徹底、手洗いまたは手指消毒液の使用、体調不良時の従業員への声かけ、交通機関等の分散利用の注意喚起などを、場内アナウンスで放送する等、来場者に周知すること。

③施設管理・運営者は、本ガイドラインに遵守した感染対策を行っていることを施設のホームページに記載し、公表すること。

（海外からの来場者が多い施設）

主な対象言語による事前周知、アナウンスや多言語翻訳した配布物を準備することが望ましい。

（12） 集団感染の疑い、発生並びに地域生活圏での感染拡大等への対応

① 集団感染が疑われるような場合においては、保健所等の機関への情報提供などに協力する。また、その発生源や原因を踏まえた感染拡大防止に関する必要な措置を講じるとともに、本ガイドラインの内容やその実行性を評価し、必要に応じて、本ガイドラインの見直し・改訂を検討する。

② 感染時に重篤化する可能性の高い高齢者や持病のある方に対し、施設の利用に際してより慎重な対応を検討する。

③ 各都道府県の状況を鑑み、集客範囲を検討することが望ましい。

（入場者の情報を入手できる場合）
万が一感染が発覚した場合に備えて、個人情報の取扱に十分注意しながら、接触の恐れがある対象者へ適切に告知が行えるように努めるものとする。

（相対的にリスクの高い都道府県との間で人の移動が多数見込まれる場合）
各都道府県の状況に応じて適切な集客地域を定めて再開する。

（13） 保健所等との関係
施設において感染の疑いのある者が発生した場合には速やかに連携が図れるよう、保健所等との連絡体制をあらかじめ整えること。

２．アトラクション
新型コロナウイルス変異株の拡大も踏まえ、アトラクションごとに大声での歓声等の有無を個別に判断し、上限収容人数を設定の上、適切な感染対策を実施して営業すること。

(1) 屋外アトラクション・遊戯施設等
① ジェットコースター等搬器を伴うもの
- 「１．基本的感染対策」に則って営業・接客・運営・消毒を実施する。
- 利用時に、来場者に手洗いや手指消毒液の使用を促す。
- 来場者に対して、対処方針を踏まえたマスクの着用、及び大声での発声は控えるように促す。
- 身体保持装置などの高頻度接触部位は、特に注意して定期的に清掃または消毒する。
- 列が出来る場合は、対処方針を踏まえたマスクの着用及び大声での発声を控えることを前提に、前後左右ともに人と人とが触れ合わない程度の間隔をあける。飛沫感染を防止するために、原則マスクを着用させ（屋外で２ｍ以上の距離が確保できる場合は除く）、大声や歓声が発生しないよう促すことに加え、マスクを外す懸念のある食事をさせないように努める。ただし、飲料に関してはその限りでない。
- 定期的な消毒等の基本的な感染防止策の徹底及び乗車時のマスク着用状況の確認を前提に、収容人数を収容定数の 100％以下としても良いものとする。マスクの着用方法が改善されない場合は、マスクの固定や適切なサイズのマスクの着用を促す等、適切な防護措置を講じることとし、改善されない場合は乗車を控えるよう促す。

② アスレチック・展望台・迷路等搬器を伴わないもの
- 密にならないように人数制限を行う。
- 利用時に、来場者に手洗いや手指消毒液の使用を促す。

・ 身体保持装置などの高頻度接触部位は、特に注意して定期的に清掃または消毒する。
・ 列が出来る場合は、対処方針を踏まえたマスクの着用及び大声での発声を控えることを前提に、前後左右ともに人と人とが触れ合わない程度の間隔をあける。飛沫感染を防止するために、原則マスクを着用させ、大声や歓声が発生しないよう促すことに加え、マスクを外す懸念のある食事をさせないように努める。ただし、飲料に関してはその限りでない。

（大声での歓声等が想定されない施設）
マスク着用を含む感染防止策の徹底を前提に、収容人数を収容定数の１００％以下としても良いものとする。収容定数が設定されていない場合は、密が発生しない（最低限人と人が接触しない）程度の間隔を空けること。

(2) 屋内アトラクション・遊戯施設等
① ジェットコースター等搬器を伴うもの
・ 屋内施設の３密・衛生対策の原則に則って営業・接客・消毒を行う。
・ 利用時に、来場者に手洗いや手指消毒液の使用を促す。
・ 来場者に対して、対処方針を踏まえたマスクの着用、及び大声での発声は控えるように促す。
・ 身体保持装置などの高頻度接触部位は、特に注意して定期的に清掃または消毒する。
・ 列が出来る場合は、対処方針を踏まえたマスクの着用及び大声での発声を控えることを前提に、前後左右ともに人と人とが触れ合わない程度の間隔をあける。飛沫感染を防止するために、原則マスクを着用させ、大声や歓声が発生しないよう促すことに加え、マスクを外す懸念のある食事をさせないように努める。ただし、飲料に関してはその限りでない。
・ 法定基準（建築基準法、建築物衛生法）に基づく機械換気能力（二酸化炭素濃度 1000ppm 以下又は一人当たり毎時必要換気量 30 ㎥以上）が担保されている場合に限り、定期的な消毒等の基本的な感染防止策の徹底及び乗車時のマスク着用状況の確認を前提に、収容人数を収容定数の 100％以下としても良いものとする。マスクの着用方法が改善されない場合は、マスクの固定や適切なサイズのマスクの着用を促す等、適切な防護措置を講じることとし、改善されない場合は乗車を控えるよう促す。

② ボールプール・お化け屋敷・プレショー等搬器を伴わないもの
・ 屋内施設の３密・衛生対策の原則に則って営業・接客・消毒を行う。
・ 利用時に、来場者に手洗いや手指消毒液の使用を促す。
・ ボールプール等、清拭清掃や消毒が難しいと判断した施設は、営業を見合わせる。営業する際、人が対面する場合（監視員やお化け役など）は、できる限り離れて実施する。

・　「１．基本的感染対策（８）屋内施設」同様、換気等を充分にできない施設は、施設の休止、または在室制限を行い、３密の回避を図る。
・　列が出来る場合は、対処方針を踏まえたマスクの着用及び大声での発声を控えることを前提に、前後左右ともに人と人とが触れ合わない程度の間隔をあける。飛沫感染を防止するために、原則マスクを着用させ、大声や歓声が発生しないよう促すことに加え、マスクを外す懸念のある食事をさせないように努める。ただし、飲料に関してはその限りでない。

（大声での歓声等が想定されない施設）
マスク着用を含む感染防止策の徹底を前提に、収容人数を収容定数の１００％以下としても良いものとする。収容定数が設定されていない場合は、密が発生しない（最低限人と人が接触しない）程度の間隔を空けること。

(3)　自動遊具・アーケードゲーム・コインゲーム（以下のポイントに加えて、ゲームセンターのガイドラインも参照）
・　高頻度接触部位が認められる場所がある場合は、特に注意して定期的に清掃または消毒する。

(4)　ＶＲアトラクション等シアター系アトラクション
・　屋内施設の３密・衛生対策の原則に則って営業・接客・消毒を行う。
・　利用時に、来場者に手洗いや手指消毒液の使用を促す。
・　来場者に対して、対処方針を踏まえたマスクの着用、及び大声での発声は控えるように促す。また、状況によっては、一席を空ける等の距離を確保する工夫をして着席する。
・　身体保持装置などの高頻度接触部位は、特に注意して定期的に清掃または消毒する。特にＶＲゴーグルや３Ｄメガネ等は、使用の都度、洗浄剤等による清掃・消毒を適切に行う。
・　列が出来る場合は、マスクの着用及び大声での発声を控えることを前提に、前後左右ともに人と人とが触れ合わない程度の間隔をあける。飛沫感染を防止するために、原則マスクを着用させ、大声や歓声が発生しないよう促すことに加え、マスクを外す懸念のある食事をさせないように努める。ただし、飲料に関してはその限りでない。

（大声での歓声等が想定されない施設）
マスク着用を含む感染防止策の徹底を前提に、収容人数を収容定数の 100％以下としても良いものとする。

３．入園口
(1)　チケット販売
①窓口販売

- 従業員及び購買者双方のマスク（適宜フェイスシールド）着用、またはアクリル　板・透明ビニールカーテン[1]等により購買者との間を遮断するもしくは組み合わせる等、工夫して飛沫防止に努める。
- キャッシュレスによる決済をできる限り推奨する。現金等を受け渡しする場合はコイントレーを活用する。

② 券売機

- 券売機がある場合は、券売機を主体で販売できるように努める。
- 券売機もキャッシュレス対応が望ましい。
- ボタン部分など高頻度接触部位は、特に注意して定期的に清掃または消毒する。
- ボタン部分など高頻度接触部位を触った後に、手指消毒できるように周辺に手指消毒液を設置することが望ましい。

(2)　チケットチェッカー

① 入園時

- 入場時の対応に準じて対応するとともに、「１．の基本的感染対策」を来場者に厳守していただくように促し、検温等の適切な接客を行う。その際、係員は可能な限り声は発せず、１m以上の間隔をできる限り保つ。
- パンフレットなどは極力手渡しせず、ラック等で取っていただく形とする。

② 退園時

- 必要に応じて、笑顔で１m以上の間隔をできる限り保って退園のお見送りを行う。
- 無人の退園チェッカーを利用することも検討する。なお、無人のチェッカーを設置する場合も、常に入退場口の状況を把握できるようにスタッフを配置する。

４．売店（以下のポイントに加えて、小売業界のガイドラインも参照）

(1)　店内状況

屋内施設と同程度の感染対策に適合できない場合は、営業を見合わせる。

(2)　レジ

① 従業員及び購買者双方のマスク（適宜フェイスシールド）着用、またはアクリル板・透明ビニールカーテン等により購買者との間を遮断するもしくは組み合わせる等、飛沫防止の工夫を行う。

② キャッシュレスによる決済をできる限り勧める。現金等を受け渡しする場合はコイントレーを活用する。

---

[1] 飛沫防止のため透明ビニールカーテン等を使用する場合は、火災予防のため以下に留意すること。

(1) 火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあっては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防炎製品など）を使用すること。

(2) 同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと。

(3) 不明の点があれば、最寄りの消防署に相談すること。

(3)　店内

無人での試食コーナーなどは行わない。但し有人の場合のみ、使い捨て手袋・手指消毒など徹底し爪楊枝や小皿などで試食提供を行う。

(4)　ガチャガチャ等

① 取っ手部分など高頻度接触部位は、特に注意して定期的に清掃または消毒する。

② 取っ手部分など高頻度接触部位を触った後に、手指消毒できるように周辺に手指消毒液を設置することが望ましい。

5．飲食施設（以下のポイントに加えて、外食業界のガイドラインも参照）

(1)　共通事項

① 感染防止対策を実施の上、従業員及び購買者双方のマスク（適宜フェイスシールド）着用、またはアクリル板・透明ビニールカーテン等により購買者との間を遮断する等、工夫して飛沫防止に努める。

② キャッシュレスによる決済をできる限り推奨する。

③ 店舗内（入口や手洗い場所など）に手指消毒液を設置する。

④ 券売機等を利用の際は、特に注意して清掃または消毒を実施する。

⑤ 箸やスプーン、コップなどの容器類はできる限り使い捨てを使用し、共有、使い回しは避けるよう、掲示などにより注意喚起する。

⑥ 食器類は、食べ残しや水等の飛沫がなるべく飛び跳ねないように、注意して回収する。

⑦ テーブル・椅子の消毒、厨房の衛生管理、使い捨て手袋の都度使用など食品衛生管理で従来行っている管理（ＨＡＣＣＰによる管理など）は徹底して実施する。

⑧ 店内（客席）は適切な換気設備の設置及び換気設備の点検を行い、徹底した換気を行う（窓・ドア等の定期的な開放、常時換気扇の使用、二酸化炭素濃度測定装置の活用など）。

⑨ テーブルの間は、飛沫感染予防のためにパーティション（アクリル板等）で区切るか、できる限り１ｍ以上の間隔を空けて座れるように配置を工夫する。カウンター席は密着しないように適度なスペースを空けるか、カウンターテーブルに隣席とのパーティション（アクリル板等）を設置するなどし、横並びで座る人に飛沫が飛ばないよう配慮する。

⑩ テーブル席は、できる限り顔の正面から１ｍ以上距離を確保する、もしくは真正面の配置を避けるか、区切りのパーティション（アクリル板等）を設けるなど工夫する。

⑪ 緊急事態措置、まん延防止等重点措置等において飲食店舗における人数制限が行われている場合は、対人距離の確保のため、他グループ（各都道府県が同一グループの同一テーブルでの人数制限を要請している場合は、それに従う）との相席は避ける。

⑫ 購入・配膳時に列を作る場合は、対処方針を踏まえたマスクの着用及び大声での

発声を控えることを前提に、前後左右ともに人と人とが触れ合わない程度の間隔をあける。飛沫感染を防止するために、原則マスクを着用させ、大声や歓声が発生しないよう促すことに加え、マスクを外す懸念のある食事をさせないように努める。ただし、飲料に関してはその限りでない。

⑬ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食をできる限り控える。飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を行う場合には、他グループ（各都道府県が同一グループの同一テーブルでの人数制限を要請している場合は、それに従う）との間隔を空ける様呼びかける。

⑭ 食事中以外のマスク着用を徹底し、アルコールの提供がある場合、各都道府県の要請に沿いながら、感染状況に応じて飲酒を自粛するか、過度な飲酒の自粛を呼びかける。

⑮ 大音量のBGMは大声での会話を誘発する可能性があるので、BGMの音量を上げすぎないよう留意する。

⑯ カウンターでは、可能な範囲で従業員と席との間隔を保ち、従業員のマスク着用や仕切りの設置などを行う。

⑰ 注文を受ける際は、利用者の側面に立つなど正面に立たないように注意する。

⑱ 各店舗のキャパシティに応じて人数制限や利用時間をずらす等の工夫を行う。

(2) 屋内レストラン

屋内施設と同程度の感染対策に適合できない場合は、営業を見合わせる。営業する場合は、グループ（各都道府県が同一グループの同一テーブルでの人数制限を要請している場合は、それに従う）ごとの間隔が空けられるよう入場人員を定員に対して適切な割合で制限する。席は間隔をあけて配置し、移動しないよう促す。

(3) 屋外レストラン・キッチンカー・屋外軽食コーナー等

席が設けられている場合は、グループ（各都道府県が同一グループの同一テーブルでの人数制限を要請している場合は、それに従う）ごとの間隔が空けられるよう席は間隔をあけて配置し、移動しないよう促す。

(4) 食べ放題・ビュッフェスタイル

利用者の飛沫がかからないように食品・ドリンクを保護する（カバーを設置するまたは従業員があらかじめまたはその場で小分けする、料理台をガード（アクリル板の取付）する、客席と料理提供空間が近い場合には適度に仕切るアクリル板等の仕切りを設けるなど）。また、トング等は頻繁に消毒若しくは交換するか、手袋の着用を促す。

６．プール・水遊び・雪遊び等

(1) ロッカー・シャワー等の屋内共用施設

① 屋内施設の３密・衛生対策の原則を守るとともに、できる限り１ｍ以上空けら

れるよう利用人数制限を行う。ただし、大声が想定されない場面では、人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保するよう利用人数制限を行う。

② 高頻度接触部位は特に注意して定期的に清掃または消毒する。

(2) プール・水遊び・雪遊び等施設

① 「１．基本的感染対策」に則り営業するが、プールなどのマスクまたはフェイスシールドの使用がそぐわない場所については、マスクまたはフェイスシールド無しでも使用可とする。

② 高頻度接触部位は、特に注意して定期的に清掃または消毒する。

③ 高頻度接触部位を触った後に、手指消毒できるように周辺に手指消毒液を設置することが望ましい。

７．イベント等

(1) 集客イベントは、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを慎重に判断した上で、政府の取り決めにそった上限人数を設定し、「１．基本的感染対策」及び「２．アトラクション（２）屋内アトラクション・遊戯施設等」に則り実施するが、これに適合できない場合は見合わせる。

（参考）事務連絡｜https://corona.go.jp/news/

(2) スタンプラリー等

時間やコースを工夫し、来場者が１か所に集中することを避けた運用を行うよう留意する。

(3) キャラクターショー・パレード等

① 「１．基本的感染対策」及び「７．イベント等（１）」に則り実施するが、これに適合できない場合は見合わせる。

② 特に３密の回避に留意し、声援や大声が発せられる場合には、前後左右の座席との身体的距離を確保する（座席間は１席。立席の場合できる限り２ｍ、最低１ｍ）。声援や大声を伴わない場合には、前後左右ともに人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保するなど、感染予防を徹底する。

③ 大音量のBGMは大声での会話を誘発する可能性があるので、BGMの音量を上げすぎないよう留意する。また、来場者に対して、声援や大声での発声は控えるように促し、大声を出す者がいた場合等、個別に注意や声かけ等を行う。

(4) 着ぐるみグリーティング等

着ぐるみが園内に出演する場合は、着ぐるみの消毒や、来場者による手指消毒、大声を出さないなどの対策を前提に、着ぐるみとのハイタッチや適度な触れ合いなどを可能とする。

８．トイレ・手洗い・水飲み場・喫煙所等

(1)　トイレ・手洗い

① 列ができる場合は、３密を回避するため、対処方針を踏まえたマスクの着用及び大声での発声を控えることを前提に、前後左右ともに人と人とが触れ合わない程度の間隔を維持しながら列に並ぶ。飛沫感染を防止するために、原則マスクを着用させ、大声や歓声が発生しないよう促すことに加え、マスクを外す懸念のある食事をさせないように努める。ただし、飲料に関してはその限りでない。
② 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
③ トイレのふたが設置されている場合は、ふたを閉めて汚物を流すように表示する。
④ ハンドドライヤー設備は、メンテナンスや清掃等の契約等で、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることが確認できる場合には、使用を可能とする。
⑤ 共用のタオルの利用はせず、使い捨てのペーパータオル等を設置する。
⑥ 清掃は通常通り丁寧に行う。

(2)　水飲み場

① 持ち手などの高頻度接触部位は、特に注意して定期的に清掃または消毒する。
② 立水栓は適切な清掃方法により定期的に清掃されていることが確認できる場合は使用を可能とする

(3)　喫煙所・休憩所・救護室・授乳室

① 利用施設が適切に仕切られていない場合は、屋外であってもできる限り１m以上の距離を確保し、一定人数以上が同時にスペース内に入らないよう、収容人数を決めて混雑時間帯の利用回避を周知するか、スペースの追設や休憩時間をずらす工夫をする。
② 屋内は屋内施設の原則に則り、使用の可否を決定する。
③ マスクを着用しない場合は、会話を控え、会話を行う場合はマスクを必ず着用する。
④ テーブル・イス等の清掃または消毒を実施する。
⑤ 発熱や風邪の症状を発症した来場者は速やかに救護室に運ぶ。この際、ケガなどその他の救護室を利用する来場者と可能な限り動線を分けることが望ましい。

９．レンタル品（ベビーカー・車いす等）

(1)　返却後、速やかに高頻度接触部位の清掃または消毒を行う。

１０．車輌内

来場者移動用の車輌や従業員の使用する車輌の内部では、基本的な感染防止対策（正しいマスク着用と咳エチケット、常時換気、大声や長時間の会話自粛、車内の清掃と消毒）の徹底を図る。

１１．ゴミ回収

(1)　回収者はマスク（適宜フェイスシールド）、使い捨て手袋を必ず着用し、手袋を脱いだ後は必ず石けんと流水で手を洗う。

(2)　回収したゴミは、来場者が触らない場所に速やかに移動し、ごみ袋を管理する従業員はマスク（適宜フェイスシールド）、使い捨て手袋を必ず着用する。

(3)　鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。

以　上

賛同事業者一覧

○遊園地
（東日本遊園地協会）
遠鉄観光開発株式会社
空知リゾートシティ株式会社
相模湖リゾート株式会社
常磐興産株式会社
ＣＡセガジョイポリス株式会社
株式会社西武園ゆうえんち
西武レクリエーション株式会社
泉陽興業株式会社
株式会社東京サマーランド
株式会社東京ドーム
東武レジャー企画株式会社
藤和那須リゾート株式会社
株式会社花やしき
株式会社バンダイナムコアミューズメント
株式会社ピカ
株式会社常陸サンライズパーク
株式会社富士急ハイランド
藤田観光株式会社
株式会社むさしの村
株式会社ムーミン物語
株式会社横浜八景島
株式会社よみうりランド

（西日本遊園地協会）
株式会社アワーズ
近鉄レジャーサービス株式会社
グリーンランドリゾート株式会社
京阪電気鉄道株式会社
株式会社城島高原オペレーションズ
泉陽興業株式会社
株式会社東映京都スタジオ
長島観光開発株式会社
株式会社日本商事
株式会社名鉄インプレス
ホンダモビリティランド株式会社
株式会社ラグーナテンボス
株式会社レオマユニティー

○テーマパーク
株式会社オリエンタルランド
株式会社サンリオエンターテイメント
株式会社志摩スペイン村
ハウステンボス株式会社
合同会社ユー・エス・ジェイ
LEGOLAND Japan 合同会社

（五十音順）

別添

ガイドラインチェックリスト

○ガイドラインの要点をまとめた以下のチェックリストを活用し、感染症対策を徹底すること。

1. リスク評価・及び感染防止策の実践

□接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染の経路に応じた感染防止策の検討。

□感染リスクが高まる「５つの場面」の該当箇所を検討・評価

□なるべく密集・密閉・密接のいずれも避けるように努める。

2. 適切なマスク着用、咳エチケット及び大声をださないことの徹底

□感染リスクに応じた正しいマスクの着用と咳エチケットを掲示・周知

□飲食時等マスク着用していない場合は、会話を控える旨の周知

□会話時は、マスク着用の徹底（屋外で２m 以上人との距離がとれる場合は除く）

□マスクを着用時でも、会話を短く切り上げる等の対応が望ましい旨周知

□大声を控えていただきたい旨の周知・掲示徹底

□大声を誘発するため、ＢGMの音量を上げすぎない

3. 手洗・消毒及び換気の徹底

□こまめな手洗いの徹底

□アルコール等の手指消毒液の設置・使用徹底

□施設内共用部・高頻度接触部位の定期的かつこまめな消毒

□適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気の徹底

□乾燥する場面では湿度４０％以上を目安に加湿

4. 密集・密接の回避

□休憩所や待合場所等での密集回避

□密集の回避ができない場合は施設に応じ、感染防止策の徹底

□列にマークを付けるなど、グループごとに前後左右ともに人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保

5. **飲食の制限**

□飲食による感染防止の徹底

□飲食可能なエリア以外での飲食を制限

□食事中以外のマスク着用徹底

□テーブル席では、できる限り顔の正面から１m以上の距離の確保、もしくは真正面の配置の回避、あるいは区切りのパーティション（アクリル板等）設置

□人数制限や利用時間をずらす仕組みの構築

6. **利用者の制限・把握**

□入場時の検温を行い、その結果入園できないことがある旨を周知

□事前予約制または入場時に来場者の連絡先を把握

□接触アプリをインストールし、稼働するよう周知

7. **従業員の行動管理・検査の活用と徹底**

□有症状者の出勤自粛、相談センターなどの連絡先を把握

□感染予防対策の周知徹底

□ユニフォームや衣装のこまめな洗濯

□従業員が体調不良を訴えた場合は抗原検査キットを用いて検査を実施

□陽性者が出た場合は、保健所の了承を得て、接触者にＰＣＲ検査を実施

8. **対面時の接触回避**

□人が対面する場所では感覚を確保するか、アクリル板などによる遮断を実施

□キャッシュレス決済の導入奨励、支払時にコイントレーを使用

9. **共用部での対策徹底**

□共用部（休憩所・喫煙所等）は収容人数を決め、混雑時間の利用回避を周知

□トイレでは共用タオルを禁止し、ペーパータオルを設置する

□鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して捨てる

□ゴミを回収する従業員はマスク手袋を着用し、終了後は石けんと流水で手を洗う